

# くるみの義務表示化の 経緯等について

令和3年2月  
消費者庁食品表示企画課

# 1. アレルギー物質を含む食品の表示制度の変遷



## 食物の摂取による「アレルギー」とは

食物を摂取した際、身体が食物(に含まれるタンパク質)を異物として認識し、自分の身体を防御するために過敏な反応を起こすことがある。これを食物アレルギーと呼んでいる。



## アレルギー物質を含む食品の表示の経緯

平成13年3月	アレルギー物質を含む食品の表示制度を創設 ○食品衛生法に基づく厚生労働省令を改正 (平成13年3月15日公布、同年4月1日施行(14年3月31日まで経過措置)) ・特定原材料(義務) 5品目(乳、卵、小麦、そば、落花生) ○特定原材料に準ずるもの(推奨) 19品目を通知で規定
平成16年12月	特定原材料に準ずるものに「バナナ」を追加 《義務5品目・推奨20品目》
平成20年6月	特定原材料に準ずるものであった「えび」、「かに」を義務表示である特定原材料に移行 《義務7品目・推奨18品目》
平成21年9月 消費者庁設置 食物アレルギー表示制度が消費者庁へ移管	
平成25年9月	特定原材料に準ずるものに「カシューナッツ」、「ゴマ」を追加 《義務7品目・推奨20品目》
平成27年4月 食品表示法施行	
令和元年9月	特定原材料に準ずるものに「アーモンド」を追加 《義務7品目・推奨21品目》

特定原材料への品目追加は、消費者庁移管後初めてのことである。

令和元年7月5日開催  
消費者委員会 食品表示部会資料を改編

## 2. 食物アレルギー表示制度

- 特定のアレルギー体質をもつ消費者の健康危害の発生を防止する観点から、過去の健康危害等の程度、頻度を考慮し、加工食品等へ特定原材料を含む旨の表示を規定。

### 【主な食物アレルギーの症状】

軽い症状: かゆみ、じんましん、唇や臉の腫れ、嘔吐、喘鳴  
重篤な症状: 意識障害、血圧低下などのアナフィラキシーショック

### 特定原材料等

特定原材料等の名称		理由	表示の義務
特定原材料	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)	特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの	表示義務
特定原材料に準ずるもの	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの	表示を奨励

### 表示例

(アレルギーの表示は、原則、個別表示。例外として、一括表示も可。)

#### 【個別に表示する場合】

原材料名: じゃがいも、にんじん、ハム(卵・豚肉を含む)、マヨネーズ(卵・大豆を含む)、たんぱく加水分解物(牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む) / 調味料(アミノ酸等)

#### 【一括して表示する場合】

原材料名: じゃがいも、にんじん、ハム、マヨネーズ、たんぱく加水分解物 / 調味料(アミノ酸等)、(一部に卵・豚肉・大豆・牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む)

### 3. 食物アレルギーによる即時型症例・ショック症例の件数の推移



#### ○即時型症例数の推移

年度	上段:原因食物(症例数の順位)、下段:件数																			
24年度	鶏卵	牛乳	小麦	落花生	イクラ	エビ	ソバ	キウイ	クルミ	大豆	バナナ	ヤマイモ	カニ	カシューナッツ	モモ	ゴマ	サバ	サケ	イカ	鶏肉
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(11)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(18)	(20)
	1153	645	347	151	104	80	65	41	40	28	24	24	19	18	13	12	11	10	10	7
27年度	鶏卵	牛乳	小麦	落花生	イクラ	エビ	キウイ	クルミ	ソバ	大豆	カシューナッツ	バナナ	カニ	ヤマイモ	モモ	リンゴ	サバ	ゴマ	サケ	アーモンド
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(17)	(19)	(20)
	1626	1034	581	260	180	134	95	74	71	55	50	37	35	33	27	25	19	19	15	14
30年度	鶏卵	牛乳	小麦	クルミ	落花生	イクラ	エビ	ソバ	カシューナッツ	ダイズ	キウイフルーツ	バナナ	ゴマ	モモ	ヤマイモ	アーモンド	カニ	マカダミアナッツ	サケ	イカ
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
	1681	1067	512	251	247	184	121	85	82	80	77	38	28	24	22	21	20	15	14	13

#### ○ショック症例数の推移

年度	上段:原因食物(症例数の順位)、下段:件数																		
24年度	鶏卵	牛乳	小麦	落花生	エビ	イクラ	ソバ	バナナ	カシューナッツ	クルミ	カニ	大豆	キウイ	リンゴ	コメ	サバ	イカ	15品目	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(8)	(10)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(11)	(18)	
	77	66	64	20	14	12	11	5	5	4	2	2	2	2	2	2	2	1	
27年度	鶏卵	牛乳	小麦	落花生	エビ	カシューナッツ	イクラ	キウイ	クルミ	ソバ	カニ	大豆	アーモンド	サバ	バナナ	モモ	ヤマイモ	豚肉	27品目
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(8)	(10)	(11)	(12)	(12)	(14)	(14)	(14)	(14)	(18)	(19)
	136	124	94	27	15	10	9	7	7	6	5	4	4	3	3	3	3	2	1
30年度	鶏卵	牛乳	小麦	クルミ	落花生	エビ	カシューナッツ	そば	イクラ	キウイフルーツ	大豆	カカオ	バナナ	オオムギ	ココナッツ	ブリ	マカダミアナッツ	マグロ	アーモンドを含む27品目
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(19)
	125	118	87	42	38	18	15	14	12	8	5	3	2	2	2	2	2	2	1

※ 即時型症例数は、上位20品目に限る。

令和元年7月5日開催  
消費者委員会 食品表示部会資料を一部改編

## 4. (1)「即時型食物アレルギーによる健康被害の全国実態調査」について



平成30年度

食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書より

### 調査方法

- 従来の全国調査(これまでおおむね3年ごとに実施)の協力医師、調査対象、調査方法全てを踏襲し、継続性を重視
- 協力医師はアレルギーを専門とする医師(日本アレルギー学会指導医及び専門医、日本小児アレルギー学会会員)の中で調査の主旨に賛同をえられた者(1,105名)
- 調査対象は“何らかの食物を摂取後60分以内に症状が出現し、かつ医療機関を受診したもの”とし、調査項目も従来の全国調査の基本的な項目※や様式を変えていない。
  - ※名前、性別、年齢、原因抗原の摂取食物種(自由記載)、原因食物、臨床症状(皮膚、呼吸器、粘膜、消化器、全身から選択方式と自由記載方式の併用)等
- 調査は平成29月1月から3か月毎に1年間に渡って葉書を郵送する方法で実施。

### 調査対象

第1回(H29.01-03月)1,325例	}	合計4,851例
第2回(H29.04-06月)1,421例		
第3回(H29.07-09月)1,375例		
第4回(H29.10-12月)730例		

※なお、分析対象は年齢、性別、原因となるアレルギー抗原が特定されているものを抽出

### 公表

調査結果をとりまとめた報告書を令和元年5月31日に公表。

令和元年7月5日開催  
消費者委員会 食品表示部会資料を改編



- 全症例において特定原材料7品目は77.0%(3,733名)を占め、特定原材料等20品目を含めると94.5%(4,584名)を占めた。

また、ショック症例524名において、特定原材料7品目は76.5%(401名)、特定原材料等20品目を含めると94.0%(493名)を占めた。

以上は特定原材料等27品目が、我が国のアレルギー食品表示の管理対象として十分なカバー率であることの証左である。

- アーモンドは前回調査でも、特定原材料等でカバーされない食物の中で一番多く、2期連続して特定原材料等でない中で最も多かった。

アーモンドは、これまでに中途より特定原材料等に格上げとなったバナナ、カシューナッツ、ゴマと比べても、症例数においても十分に多いといえる。

これらの結果から、今後アーモンドの推奨表示対象への追加を検討する必要性が示される。また、クルミを筆頭とした木の実類アレルギー患者の急激な増加は注視しておく必要がある。

表5 アレルギー表示の妥当性の検証  
(左は即時型症例、右はショック症例)

	原因抗原	n	割合 (%)
○	鶏卵	1681	34.7
○	牛乳	1067	22
○	小麦	512	10.6
○	クルミ	251	5.2
○	落花生	247	5.1
○	イクラ	184	3.8
○	エビ	121	2.5
○	ソバ	85	1.8
○	カシューナッツ	82	1.7
○	ダイズ	80	1.6
○	キウイフルーツ	77	1.6
○	バナナ	38	0.8
○	ゴマ	28	0.6
○	モモ	24	0.5
○	ヤマモ	22	0.5
	アーモンド	21	0.4
○	カニ	20	0.4
	マカダミアナッツ	15	0.3
○	サケ	14	0.3
○	イカ	13	0.3
○	リンゴ	11	0.2
○	サバ	10	0.2
	サクランボ		
	オオムギ		
	タラコ		
	カカオ	9	0.2
	スイカ	8	0.2
	ヘーゼルナッツ		
	トマト	7	0.1

	原因抗原	n	割合 (%)
○	鶏卵	125	23.9
○	牛乳	118	22.5
○	小麦	87	16.6
○	クルミ	42	8
○	落花生	38	7.3
○	エビ	18	3.4
○	カシューナッツ	15	2.9
○	そば	14	2.7
○	イクラ	12	2.3
○	キウイフルーツ	8	1.5
○	大豆	5	1
	カカオ	3	0.6
○	バナナ	2	0.4
	オオムギ		
	ココナッツ		
	ブリ		
	マカダミアナッツ		
	マグロ		
○	カニ	1	0.2
○	アワビ		
○	イカ		
○	オレンジ		
○	サケ		
○	ゼラチン		
○	トリニク		
○	リンゴ		
	アーモンド		

令和元年7月5日開催  
消費者委員会 食品表示部会資料を改編



## 5. くるみの義務表示対象品目への追加に係る検討

令和元年7月の消費者委員会食品表示部会において、これまでの全国実態調査報告及び平成30年度の全国実態調査報告書を踏まえて、くるみの義務表示対象品目への追加に向けた検討に着手することについて報告を行った。

原因食物	区分	24年度	27年度	30年度	対応
くるみ	即時型症例数	40	74	251	義務化を視野に入れた検討
	ショック症例数	4	7	42	
アーモンド	即時型症例数	0	14	21	推奨品目への追加検討
	ショック症例数	0	4	1	

(留意事項)

○くるみ

- ・今回の症例数が一過性のものではないかの確認が必要
- ・義務表示対象品目に指定する場合、実行担保の観点から、試験方法の開発と妥当性評価が必要

○アーモンド

- ・包装資材切替に要する期間の把握

## 令和元年7月5日開催 消費者委員会 食品表示部会第56回議事録より

### 安達委員

クルミにつきましても、次のページにありますように、症例数の増加が一過性のものでないかの確認は必要かとは思いますが、順位的に考えた場合、症例の数として考えた場合には、義務化を視野に入れた検討を始めるということも妥当ではないかと私自身は考えております。

### 今村委員

クルミの義務化、アーモンドの追加というのは、基本的には賛成です。

クルミを上げていくことそのものは賛成ですけれども、検知法を作らなければいけないでしょうねということと、アーモンドを上げていくのであれば、アーモンドとは何ですかということをもっと厳格な定義付けをしていく必要があるのではないかと思います。

### 小松委員

ナッツ類とか木の実類にアレルギーを持つ方にとっては、ほかのものの検証はしなくていいのかということも併せて考える必要があるのではないかと考えております。(中略)一つの調査を3年ごとにされているという全国調査なのですが、この一つの調査結果だけで表示をこうしようというのを本当に決めていいのかということも併せて見直していただければと思います。(中略)各国の事例であったり、文献なども(中略)含めて評価をして検討していただきたいと考えております。

### 宗林委員

もしかすると交差性による反応、何かの交差性によるものという考え方もできなくはないかと思ったのです。というのは、アナフィラキシーも含めて即時型のもので、大幅な伸びですから、食生活、交差性とかいろいろなことから考えると、即にはそうだねという感じがちょっと得られないところがございます。あるいは、即時型なので60分間に起こる反応を、これは患者様の血液で同定しているのですかね。それも含めまして交差反応とか、そのあたりももう少し細かく周辺の情報も抑えたほうがいいのではないかという思いがございます。